

さいたま市教育委員会会議

(臨時会)

平成30年8月9日 開催

教 育 委 員 会 会 議

日時 平成30年8月9日（木）

午後1時30分

場所 別館第4委員会室

< 次 第 >

1 開 会

2 議 事

議案第61号 平成31年度使用さいたま市立大宮国際中等教育学校用教科用図 ・・・ 1
書の採択について

3 閉 会

議案第61号

平成31年度使用さいたま市立大宮国際中等教育学校中学校用教科用図書採択について

平成31年度使用さいたま市立大宮国際中等教育学校中学校用教科用図書について、別紙を参考資料として採択する。

平成30年8月9日提出

さいたま市教育委員会
教育長 細田 眞由美

提案理由

平成31年4月より開校致しますさいたま市立大宮国際中等教育学校で使用する教科用図書について、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」第13条第3項により、学校ごとに、種目ごとに1種の採択を行う必要があります。また、同条第6項により、教科用図書中学校用教科書目録（平成31年度使用）に登載された教科用図書のうちから採択を行う必要があります。

また、採択の権限は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第21条第6号により、さいたま市教育委員会が有するため、議案として提案するものです。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律

第13条 都道府県内の義務教育諸学校（都道府県立の義務教育諸学校を除く。）において使用する教科用図書の採択は、第十条の規定によつて当該都道府県の教育委員会が行なう指導、助言又は援助により、種目（教科用図書の教科ごとに分類された単位をいう。以下同じ。）ごとに一種の教科用図書について行なうものとする。

3 公立の中学校で学校教育法第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの及び公立の中等教育学校の前期課程において使用する教科用図書については、市町村の教育委員会又は都道府県の教育委員会は、前二項の規定にかかわらず、学校ごとに、種目ごとに一種の教科用図書の採択を行うものとする。

6 第一項から第三項まで及び前項の採択は、教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号。以下「臨時措置法」という。）第六条第一項の規定により文部科学大臣から送付される目録に登載された教科用図書のうちから行わなければならない。ただし、学校教育法附則第九条に規定する教科用図書については、この限りでない。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第21条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

六 教科書その他の教材の取扱いに関すること。